

# 告 示

## 埼玉県選管告示第二十三号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

平成二十八年四月十五日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細田徳治

種別	施設の開設主体及び名称	所在地
老人ホーム	社会福祉法人光彩会 特別養護老人ホームみちみち伊奈北	
一	埼玉県北足立郡伊奈町大字小針新宿三百六十八番	